



<広報県民課>

1 被害者が抱える様々な問題

犯罪の被害に遭われた方は、犯罪による被害（けがをする、物を盗まれるなど）だけでなく、被害後に生じる様々な問題に苦しんでいます。

このような問題は、「二次的被害」と呼ばれ、例えば、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職などによる経済的負担
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材報道等によるストレス、不快感

などの苦痛を抱えています。

2 警察が行う被害者支援

警察では、被害に遭われた方や御家族の要望に応えるため、関係機関・団体や地域の皆様と連携して、被害者が抱える問題の解決に努めています。

● パトカー以外の車を使用

警察が来たことが周囲に分からないよう、パトカー以外の車を使用するなどの配慮をしています。

● 事情聴取

被害者の方が安心して話せるような場所の選定や、希望する性別の警察官が事情を伺うなどの配慮をしています。

● 被害者連絡制度 ～捜査経過や検挙等の連絡～

殺人や性犯罪、交通死亡事故などの被害者や御遺族の方には、捜査状況、犯人の逮捕、検察庁への送致などについて警察から連絡します。

● 公費負担制度 ～経済的負担の軽減～

事件によって必要になる場合がある診断書料や受診した医療機関での医療費（初診料やカウンセリング費など）の一部を警察が負担することができます。また、御自宅が犯罪現場となった場合の清掃費や、居住が困難な場合などに一時的に避難する宿泊場所の経費を負担できる場合があります。

● 性犯罪被害相談電話

なやみは ハートさん
＃８１０３（全国共通番号）または０１２０－７３－８１０３では、
24時間相談を受け付けています。通話料は無料です。

3 犯罪被害給付制度

通り魔殺人事件等の故意の犯罪行為によって亡くなられた被害者の御遺族や、重傷を負われた方、障害が残った方に対して、国が給付金を支給する制度です。

- 遺族給付金・・・ 犯罪行為によって亡くなられた被害者の遺族
(法令に定める第一順位の遺族)
- 重傷病給付金・・・ 犯罪行為により1か月以上の療養かつ3日以上
の入院を要する負傷又は疾病(精神疾患については、
療養1か月以上で、かつ3日以上労務不能となる程
度)を負った被害者本人
- 障害給付金・・・ 犯罪行為により法令に定める障害が残った被害者
本人
(法令に定める障害：障害等級第1級から第14級)

4 民間の相談窓口

NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀^{ボ イ ス}VOISS

被害者支援に関し、警察が連携している民間の相談窓口として、NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISSがあります。佐賀VOISSは、犯罪被害者等早期援助団体として佐賀県公安委員会の指定を受け、無料の電話・面接相談、裁判や病院への付添い等の支援活動を行っている団体です。

犯罪被害や交通事故被害等でお悩みの方は、是非御相談ください。



相談電話：0952-33-2110

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～17:00

電子メール：voiss@f3.dion.ne.jp

ホームページ：https://www.saga-voiss.jp

【問合せ先】

佐賀県警察本部

広報県民課犯罪被害者支援室

(0952-24-1111)

